令和8年度　活動方針・活動目標（案）　　【第３号議案】

私たち徳島県小中学校管理職員協議会（以下「徳管協」）に集う教育管理職員（以下「管理職」）は、令和の日本型学校教育を推進するべく、日々教育活動に邁進し、児童生徒の人間力向上を図り、質の高い公教育の実現を目指し学校経営・学校運営に取り組んでいる。それには教育環境の整備や教育活動の支援は言うまでもなく、教職員とりわけ管理職の身分保障と処遇・待遇改善や社会的地位の向上は必要不可欠である。

ここ数年、学校現場における教員不足と教職員の確保の問題は常態化して深刻な状況であり、産・育休補充教職員及び欠員補充教職員が安定して運べる補充システムの実現を図ることは喫緊の課題である。そして、教員不足と関連して教員を目指す人が減少傾向にあり、教員採用試験の倍率が低下し、優秀な人材を確保する点で大きな課題となっている。教職の魅力を上げたり、大学との連携をより推進したりする施策も急務である。また、管理職を目指す教員が減少していることも、管理職を中心に安定した学校経営・学校運営を行う点で大きな不安要素である。管理職としての意欲や資質を有した者が管理職になることを積極的に希望する環境づくりも強く求められる。管理職の魅力を伝えたり、カスタマーハラスメント防止対策の実施など管理職の身分保障とウェルビーイングを実現したりする取組が求められ、管理職登用受審者が多数いて管理職登用において切磋琢磨するような環境づくりを望みたい。

管理職の処遇・待遇改善については、公立学校教員の処遇改善や長時間労働是正に向けた教員給与特別措置法（以下「給特法」）が令和７年６月に改正され、教職調整額増額及び管理職の本給改善が実現となった。しかし、管理職手当の改善はされず、課題として残った。この点については、管理職の職責に見合った給与体系として実情や待遇を上部団体である全管協を通して文部科学省はじめ財務省、総務省、人事院等に要請・要望活動を強力に行う必要がある。徳管協も、県教育委員会をはじめ関係機関に対して管理職の過酷な勤務環境改善への実効性ある方策や管理職の責務に見合う処遇の改善を引き続き要望していく。

学校における働き方改革は、給特法改正による教師の勤務時間の上限指針の策定や「学校・教師が担う業務に係る３分類」に基づく業務の精選・見直しの徹底、校務のデジタル化等の学校のＩＣＴ化等の取組が進められているが、学校現場の負担軽減の改善にはなお課題が残る。とりわけ学校における働き方改革を中心となってマネジメントする管理職の負担軽減は一層図らなければならない。また、行政による学校経営上の学校問題解決のための支援事業の実施拡大など、管理職の業務負担と職務多忙化の軽減への取組はより一層推進する必要がある。

令和５年度より定年延長制・役職定年制が開始され、役職定年となる管理職本人の希望を尊重した役職定年後の働き方とするとともに、管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めることが肝要である。また、令和７年度本県では初めて実施となった特例任用管理職（校長・副校長・教頭）が令和８年度も連続して実施となったことは大きな成果である。今後も管理職にとって定年延長制・役職定年制における重要な職種である特例任用管理職について、より具体的な内容の情報提供とともに令和９年度以降の実施運用も強くを求めたい。同様に退職後も管理職の経験を活かし安心して働ける多様な勤務制度等、退職後の雇用拡大と雇用条件・処遇改善を国や県・市町村教委等に働きかけていきたい。

組織の充実・強化については、組織全体で会員・準会員を支える顧問弁護士制度の活用を大きな柱とする徳管協救援制度や裁判支援制度を継続し、管理職が後顧の憂いなく学校経営・学校運営に専任し、リーダーシップを発揮できる環境づくりをしたい。そして、丸３年を経過した徳管協管理職相談室の周知を一層図り、学校経営・学校運営に伴う管理職の悩みやストレスを相談できる体制を構築していきたい。

組織拡大では、小中学校の管理職の９９．６％、４７９名が徳管協会員となっており、他の職員団体と比して極めて高い組織率である。加えて附属小・中・特別支援学校の５名も準会員として加入している。令和７年度・８年度準会員がない県市町村立小中学校事務室長会との連携強化を引き続き進め、準会員加入を働きかけるとともに中高一貫校の中等教育学校の管理職にも準会員加入を働きかけたい。

以上、徳管協は本年度の活動方針に基づき、具体的な活動目標を立て、その実現のため活動を展開していく。

Ⅰ　活動の基本方針

１　管理職の身分保障と処遇改善・社会的地位の向上に努める
２　教育諸条件を改善する活動を積極的に展開する
３　管理職としての資質の向上に努める
４　管理職の福利厚生事業の充実を図る
５　県内教職員団体との連携を図り、職員団体としての活動の強化を図る
６　全管協との連携を一層強め、全国組織の拡大充実を図る

Ⅱ　具体的な活動目標

１　徳管協の組織強化

⑴　徳管協創設の意義、徳管協の歩み、今後の在り方についての理解促進と情宣活動の徹底
⑵　支部活動の活性化と会員意識の高揚
⑶　情宣活動の活性化と現場の意見・要望の情報収集
⑷　徳管協研修会、支部研修会、役員研修会の充実
⑸　県小・中学校長会、県小中教頭会、県市町村立小中学校事務室長会及び教育関係諸団体との連携強化
⑹　徳管協専門部活動の充実

２　身分保障・処遇改善

⑴　教職員給与制度の見通しと改善（給料表の完全な６級制度化）
⑵　小学校・中学校教育職給料表と高等学校給料表の一本化
⑶　校長の権限強化と副校長、教頭の処遇改善
⑷　副校長、教頭の俸給加算額（７，５００円）の改善
⑸　管理職手当の期末・勤勉手当及び退職手当算定基礎への繰入
⑹　「新人確保法」の提言及び「義務教育費国庫負担割合」を 1/2 に、その後全額国庫負担へ
⑺　義務教育等教員特別手当の支給額の維持・改善
⑻　人事委員会勧告制度の堅持
⑼　「育成・評価システム」や功績表彰の適正な運用
⑽　女性管理職の積極的な登用
⑾　管理職の経験を活かせる多様な職種への人材確保と定数枠外採用の推進
⑿　退職手当・年金制度の改善
⒀　役職段階別加算制度の改善（校長２０％，副校長・教頭１５％）
⒁　管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化
⒂　併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善
⒃　定年延長制に伴う役職定年後の管理職の身分保障と処遇改善
⒄　特例任用管理職（校長・副校長・教頭）の具体的な情報提供と積極的な運用
⒅　特例任用管理職（校長・副校長・教頭）の処遇改善、とりわけ管理職手当の改善
⒆　市町村立小中学校事務室長の身分保障と処遇改善（管理職への指定）

３　教育諸条件の改善・充実

⑴　義務標準法の改正による少人数学級の年次的・計画的な拡大
⑵　いじめ、不登校、子供の貧困問題や学校トラブル等の早期解決のための条件整備
　①生徒指導・特別支援教育・外国人児童生徒等の個別の教育課題への人的対応
　②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談時間拡充と特別支援教育巡回相談員の増員
　③スクール・ロイヤー活用事業及び「いじめ・学校問題相談窓口」のスクールロイヤーを含む専門家チームの派遣事業、スクールロイヤーによるアウトリサーチ型支援事業の周知拡大と効果的な運用
　④学校問題解決支援事業や子どもＣＲＴ（リスク対応・支援チーム）派遣事業等の周知拡充と効果的な運用
⑶　小学校専科教員の増員、特に外国語（英語）、プログラミング教育の人的配置
⑷　小学校高学年・中学年における教科担任制の配置
⑸　中学校における免許外教科の解消のための加配措置、非常勤講師等の配置
⑹　へき地・小規模校への複式学級解消のための加配教員の配置
⑺　養護教諭、事務職員、栄養教諭、学校栄養職員の配置拡充と大規模校及び中規模校への複数配置
⑻　小学校長の幼稚園長兼務の解消（兼務解消率は７０％以上を目指す。）
⑼　教頭（副校長）の全校配置と大規模校等への複数配置の拡充
⑽　定年延長制を見通した教員採用計画の策定（教員の年齢構成のバランス化）
⑾　教員採用時に臨時的任用教員の勤務状況報告書の尊重
⑿　会計年度講師、非常勤講師、補充講師等の確保のための効力のある条件整備の改善
⒀　個別の教育課題への対応として県単教員の確保による教育の質の向上
⒁　校舎及び周辺の壁等の施設の耐震化や津波対策等、地震や津波に関係する対策の完全実施
⒂　教員免許更新制の発展的解消への対応
⒃　泊勤者の住宅環境整備（通勤環境の改善による泊勤者の減少）
⒄　出張の精選と学校事務のスリム化

⑱　学校の統廃合に関する適正規模・配置等手引きの機械的な運用の回避
⑲　学校における働き方改革推進のための実効性のある施策
①臨時的任用教職員の確保できる具体的な方策
②重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し、校長の校務を遂行できるための支援
③激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙の減少を図るための支援
④運動部と文化部の部活動指導員の増員
⑤支援スタッフ（教員業務支援員、学習指導員）の確保と配置拡充
⑥副校長・教頭マネジメント支援員の配置及び積極的な運用
⑦給食費の公会計
⑧１年単位の変形労働時間制導入の弾力的な運用

４　旅費・手当の増額、教育予算の増額

⑴ 普通旅費の増額（算定基準を明確に）
⑵ 修学旅行の引率教員の増員と引率旅費の増額（小規模校や発達障がい児に対する配慮）
⑶ 野外宿泊活動引率旅費の実額支給
⑷ 遠距離泊勤者出張旅費の改善
⑸ ３号業務の県外大会の引率旅費の別途支給
⑹ 義務研修のための旅費の確保
⑺ 扶養手当、住居手当、通勤手当の改善
⑻ 平地泊勤者手当の新設
⑼ ３号業務による管理職への特殊業務手当の支給
⑽ ４号業務による管理職が部活動指導に関わった場合の特殊業務手当の支給
⑾ 高速道路利用費の改善
⑿ 情報処理効率化のための条件整備（学校専用のパソコン等の増設）
⒀ 児童生徒の「安全対策」のための予算の確保
⒁ へき地手当、地域手当の維持・改善

５　福利厚生事業の充実

⑴ 顧問弁護士制度と慶弔・救援規程の周知及び積極的な活用
⑵ 徳管協裁判支援制度の周知
⑶ 公務員賠償責任保険の周知
⑷ 徳管協管理職相談室の周知
⑸ 県互助組合、県共済組合の福利厚生事業への支援と活用
⑹ 徳管協主催事業の充実

６　文部科学省・財務省等への要望

⑴ 義務教育費国庫負担制度の堅持及び負担率 1/3 を 1/2 へ、その後更に全額国庫負担化の早期実現
⑵ 「新人材確保法」への提言と勤務実態を踏まえた教職員の処遇改善
⑶ 教職員の長時間勤務削減と管理職を補助できる副校長・教頭マネジメント支援員、支援スタッフの配置
⑷ 給料表の完全な６級制制度化の導入
⑸ 義務標準法の改正（年次的な改善数を明らかにした教職員数改善計画の策定）
⑹ 管理職手当の改善
⑺ 教員及び管理職員の身分保障とウェルビーインのためのカスハラ防止対策策定の推進
⑻ 義務教育等教員特別手当の維持・改善
⑼ 管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化
⑽ 管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当の算定基礎への繰入
⑾ 各都道府県人事委員会の勧告制度の堅持
⑿ 教員免許更新制の発展的解消に伴う令和の日本型学校教育に対応する新たな研修制度の在り方
⒀ 教科用図書無償配布の堅持
⒁ 校舎と周辺施設等の耐震化や津波対策等、大災害に関する対策の完全実施
⒂ 教育予算の充実（ＧＤＰ比５０％以上）

※　要望の具体的な内容・方法等は、与法制対策部で立案し、理事会で協議・決定する。